

特別専門講師募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	特別専門講師
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用期間	令和 6 年 1 0 月から令和 7 年 3 月まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 7 年 4 月以降以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都立小台橋高等学校 (足立区小台 2-1-31)
職務内容	学校設定科目「ジュエリー制作入門」に関する授業を本校の教員とチームティーチングで担当する。
応募資格・求められる能力	・金属等の素材知識・彫金技術・宝飾デザインなどの高い専門性があること。 ・教育に対する熱意を持ち、生徒にとってわかりやすい授業を行うことができる。
総勤務時間数	36 時間
勤務時間	水曜日 13 時から 15 時まで 所定勤務時間を超える勤務の有無・・・原則として無し
休憩時間	※ 1 日 6 時間を超える勤務がある場合は少なくとも 45 分設定
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇 (無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合
報酬額	時間額 4,300 円（資格（免許・経験）等により報酬額は異なる） 通勤手当相当額を別途支給（上限 2,600 円/日額） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について (1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合等要件あり)
応募方法等	応募方法等 下にお問い合わせください
問い合わせ	東京都立小台橋高等学校 連絡先 03-3913-1111